

## 仙台市安全安心街づくり推進会議 平成27年度第1回会議 議事録

開催日時	平成27年4月23日(木) 10:00～11:15
開催場所	仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室 (仙台市青葉区国分町三丁目7番1号)
出席委員	五十嵐敏枝委員、板倉恵子委員、岡元紀委員、齋藤純子委員、佐藤重子委員、佐藤誠委員、渋谷セツコ委員、沼田一夫委員、宮原博通委員〔9名〕
欠席委員	島貫昭彦委員、高倉祐一委員、水澤亜紀子委員、山口哲男委員〔4名〕
説明員	鈴木広康議員、松田智子議会事務局調査課長、議会事務局調査課職員1名
事務局	寺田清伸市民局長、加藤邦治市民局次長兼地域政策部長、森克夫地域政策部参事、郷家貴光市民生活課長、大久保隆市民生活課主幹、齋藤浩一教育相談課主幹、竹森大市民生活課市民生活係長、市民生活課担当者3名
議 事	1 開会 2 あいさつ 3 委員紹介 4 事務局等紹介 5 議事 (1) 「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例(仮称)」について (2) その他 6 その他 7 閉会
配布資料	資料1 「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例(仮称)」について 資料2 「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例(仮称)」の骨子案に係る検討経過 資料3 安全安心街づくりに関する市民意向調査 資料4 次期安全安心街づくり基本計画策定スケジュールについて

### 1 開会

#### ○竹森市民生活係長

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成27年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

始めに、会議の成立につきましてご説明いたします。会議の成立には「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により、委員の過半数の出席が必要となります。本日は、現時点で13人中8人の委員にご出席いただいております。会議が成立している旨をご報告させていただきます。なお、齋藤純子委員から若干遅れて参加する旨のご連絡をいただいております。

## ※配布資料の確認

## 2 あいさつ

### ○市民生活係長

それではまず、会議の開催にあたりまして、仙台市市民局長の寺田よりご挨拶を申し上げます。

### ○寺田市民局長

皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

平成27年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、日頃から本市の安全で安心な街づくりに多大なるご協力、ご理解を賜ってご  
ざいます。心から感謝申し上げる次第でございます。

仙台市では、平成23年に改訂いたしました仙台市安全安心街づくり基本計画に基づきまして、市民の皆様とともに、犯罪を未然に防ぎ、誰もが安全に安心して暮らせる街を実現するため、5か年にわたる取り組みを進めてまいったところでございます。

この間、地域の皆様や関係団体による安全安心街づくりへの取り組みによりまして、市内における刑法犯認知件数は着実に減少を重ねてございます。大変喜ばしく感じているところでございます。ですがその一方で、高齢者を狙った特殊詐欺でありますとか、女性や子どもが被害に遭った事案など、身近で起きる犯罪が後を絶たない状況でございます。

また、近年は、インターネットを介した犯罪、繁華街における迷惑な客引き行為などですね、新たな問題も発生しております。必ずしも市民全体が手放しで安心できる状況までには至っていないのかなと思っております。

現行の基本計画は、平成27年度、今年度が最終年度となっております。皆様には、今年度、次期基本計画の策定に向けた本格的なご審議をお願いすることとなりますが、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。

また、本日の議題は、現在仙台市議会におきまして検討を進められております仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例に関するものとなっております。

歩きたばこにつきましても、危険な迷惑行為の一つとして、これまでもこの会議においてもご審議いただいてきたところですが、本日は条例の骨子案につきまして、後ほど、鈴木広康議員の方からご説明をいただきますが、安全安心の推進の観点から、委員の皆様より様々なご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたしたいところでございます。

結びに、本日ご参会いただきました皆様方の益々のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 委員紹介

※新たに委員となられた佐藤誠委員と高倉祐一委員を紹介

### 4 事務局等紹介

※事務局の新職員及び説明員を紹介

### 5 議事

#### ○宮原会長

改めまして皆様おはようございます。

本日もお忙しい中、大変お世話さまでございます。

つい先だって、国連防災世界会議も開かれたりしました。そのような仙台で、市民の皆様も改めて仙台の歴史、文化を見直し、そしてまた、仙台の都市環境を見直しというような場面があったのではないかと思います。しかしながら、良いイメージを仙台が打ち出しても、今日の議題であります歩きたばこの問題ですとか、仙台市のマナーについて、そういったところがなかなかうまく成り立っていないということになれば、都市のイメージも下がってってしまうわけですから。そのようなことで、今回の仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例、こういったものができ、仙台はマナーがとても良いという街になっていってこそ仙台市の都市力というものが改めて作りこまれ見直されていくのではないかと思います。

それでは、まず最初に会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

－異議なし－

#### ○宮原会長

続きまして会議録についてでございますが、昨年度会議で決定いたしましたとおり、会議録署名委員を指定させていただき、事務局で作成したものを私と署名委員で内容の確認を行い、会議録としたいと考えております。

前回は、板倉委員にお願いいたしましたので、名簿順により今回は岡委員にお願いしたいと思います。岡委員よろしいでしょうか。

－岡委員了承－

#### (1) 「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例（仮称）」について

○宮原会長

それでは、さっそく議事に入ります。

まず、議事1の仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例仮称について、事務局からご説明をお願いいたします。

○市民生活課長

歩きたばこにつきましては、危険な迷惑行為の一つといたしまして、これまでもこの会議において現状をご報告させていただき、ご意見をいただいていたところでございます。これにつきまして、現在、仙台市議会におかれまして、仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例の骨子案について市民の皆さまから意見聴取を行っているところでございます。本日はこの骨子案につきまして委員の皆さまからご意見を頂戴できればと考えております。詳細につきましては、市議会において本条例案を検討されていらっしゃる、歩行喫煙等防止条例検討会議の鈴木広康座長より、ご説明をいただきたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○鈴木広康議員

皆さん、あらためましておはようございます。

本日、ご説明の機会を頂戴いたして大変ありがとうございます。

今、仙台市議会では歩行喫煙等の防止に関する条例、仮称でありますけれども、検討会議を行わせていただいております。

これまでも仙台市議会の発案によりまして空き家等の適正管理に関する条例の制定もさせていただいたところであります。

そうしたこともありました中で、仙台市議会では、政策担当者会議というものを設けさせていただきました。そのような中で、今仙台市にとって必要な、また、仙台市民にとって必要なものとしての条例制定という中で、今回、これまでも行ってまいりました歩行禁煙のモデルストリート、この中でもまだゼロには至っていないという状況もあるということも踏まえて、歩行喫煙に関する防止の条例の制定をしてはどうかということで、政策担当者会議で諮られたところでございます。

そして我々、いわゆるワーキンググループというものが立ち上がりまして、検討会議を行わせていただいております。

その内容につきまして、今日は骨子案も含めて説明をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

今日は皆様のお手元にはお配りしていませんが、市民の皆様にはこのような形で、市民センターなどにパブリック・コメント、いわゆる市民からの意見聴取ということで、行わせていただいております。あわせて、まず、ご報告であります。本日、3時からエル・パーク仙台で市民の皆様に来ていただきまして、意見交換をすることになっておりましたところでございます。どうかよろしく願いいたします。

それではこの後は、皆様にお配りさせていただいております資料を見ていただきながら説明をさせていただきますので、資料1、仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例、仮称について、もう一つは資料2、仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例、仮称の骨子案に係る検討経過、これに基づきましてご説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、仙台市議会で策定を進めております「歩行喫煙等の防止に関する条例」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料1をご覧くださいと思います。

この資料は二部構成になっておりまして、1ページから4ページまでは、条例制定の背景、また、5ページと6ページには条例の骨子案を掲載しているところでございます。

まず、条例制定の背景についてご説明をさせていただきます。

本市におきまして、ご承知のとおり、市民局において、平成15年から歩行禁煙モデルストリート事業を実施をしているところであります。市内中心部の人通りの多い通りを歩行禁煙モデルストリートに指定をいたしまして、歩行喫煙防止の推進や啓発を実施しているところであります。

具体的には、モデルストリートは1ページ下にありますように、全部で9か所でありまして、2ページの上のほうには、具体的な場所をお示しをさせていただいているところでございます。

次に、この取り組みの成果でありますけれども、事業担当部署である市民局において調査を行っております、その結果を掲載しております。

結果として歩行喫煙は減少傾向にありますが、委託業者による調査結果によりますと、歩行喫煙率も低下をいたしまして、(3)①委託事業者による調査結果にありますように、平成26年度につきましては、歩行喫煙率は0.04%から0.08%というふうになっているところでございます。

また、3ページの②職員による調査結果によりますと、こちらは夕方の5時から6時までの1時間のモデルストリート内での歩行喫煙者の数の把握をしているところであります。数名から20名程度と、近年は、事業開始の平成15年度当初の1割程度にまで減少しているところであります。

このように調査結果としては減少傾向にございますが、市民の皆様からの苦情も一定程度寄せられているところでございます。調査以外の時間も含めると歩行喫煙者の解消には至っていないという状況でございます。

本市には年間多くの観光客が訪れることなど、また、子育てしやすいまちを目指しているということなど、本市を取り巻く環境を鑑みたときに、歩行喫煙防止に向け、さらなる方策を検討しなければならない時期にあると認識をしているところであります。

次に条例の骨子案についてご説明をさせていただきます。

資料の5ページをご覧くださいと思います。

骨子案の概要を大枠で申し上げますと、全市においては市民等は歩行喫煙等をしない努力義務を課すとともに、市長が定める重点地区においては、歩行喫煙を禁止する、というものでございます。

まず、目的でございますが、たばこの火の危険性に着目をいたしまして、やけどや衣服の損傷などの歩行喫煙による被害が生じることを防ぎ、誰もが安心して暮らすことができる生活環境の実現に寄与することでございます。

次に、用語の説明であります。この条例で使用される用語を説明しております。

歩行喫煙等には大きく二つあり、一つは道路等において歩行中に喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為であり、歩行喫煙があります。もう一つは、道路中において、歩行中以外のときに喫煙し、又は火のついたたばこを所持する行為のうち、たばこの火により、他人の身体又は財産に被害を与えるおそれのある行為もこの条例の対象といたしました。その趣旨としては、混雑が激しい状況の中での喫煙や強風下での喫煙は、歩行中でなくとも周囲の人に被害を与えるおそれがあると判断をいたしまして、補完的に条例の対象行為に含めたものでございます。

また、歩行中には自転車等で走行中の状態も含むこととしておりまして、自転車等についても定義をしております。

またこのほか、道路等、市民等及び事業者についても定義をしているところであります。

次に、市の責務についてでございますが、歩行喫煙等を防止するための施策を実施しなければならないことを定めるものでありまして、具体的には、歩行喫煙等の防止に向けた啓発などが想定をされると考えております。

次に、市民等の責務についてでございますけれども、市内に居住、滞在又は市内を通過する者は、歩行喫煙等をしないよう努力しなければならないことを定めるものであります。また、市の施策にも協力しなければならないこととしております。

次に、事業者の責務についてでございますが、こちらは、市の施策に協力しなければならないことを定めるものでございます。

そして、歩行喫煙等の防止に向けては、市、市民等そして事業者が連携して取り組むことといたしております。

次に、重点地区についてでございます。

市民等の身体及び財産の安全を確保するため、通行量が多い歩道など歩行喫煙による被害が発生するおそれが特に高い区域については、市長が重点地区として指定することと定めているものでございます。

なお、指定に当たっては、対象地区の町内会や商店会など関係団体の意見を聴くとともに、関係機関との協議を行うこととしております。

また、通行量は街並みの変遷などに伴い変化していくものでございますので、併せて、必要があるときは、市長は重点地区の指定の変更や解除ができることを定めることとしております。

次に、重点地区における喫煙行為の制限についてでございますが、市民等は重点地区では歩行喫煙をしてはならないことを定めるものでございます。

最後に、委任といたしまして、この条例に関して必要な事項を市長が規則で定めることといたしております。

以上が、条例の骨子案についてのご説明でございます。

次に、この骨子案の検討の経過についてご説明をさせていただきますので、資料2をご覧くださいと思います。

この骨子案は、議会の中で歩行喫煙等防止条例検討会議という条例策定のためのワーキンググループを立ち上げて検討いたしました。そのメンバーは資料の1の構成員にありますとおりでございます。

また、2にございますように、昨年12月8日の第1回目を皮切りに、これまで10回、また資料にはございませんが、4月の13日には第11回の会議を開催したところでございまして、本市の歩行喫煙や吸い殻のぼい捨てに関する取り組み状況、他都市の状況、また、1月に市内の歩行喫煙等の現地調査も行わせていただきながら、骨子案作成に取り組んできたところであります。

また、J Tやたばこ販売協同組合、商店街など関係団体とも随時協議を行ってきたところでございます。

次に、検討にあたっての主な論点について説明をさせていただきます。

資料の裏面をご覧くださいいただければと思います。

検討に当たりましては、いくつかの大きな論点がございました。会議におきましても様々な意見が出されたところでございます。

まず、条例の目的の中に、「たばこの煙の健康への影響」という観点から、「分煙」への取り組みを含めるか否かという観点がございました。

喫煙の影響といいますと、歩行喫煙によるやけど等の危険性はもちろんでございますけれども、受動喫煙による健康への影響というものも大変大きい問題であると認識をしております、最も時間を尽くして議論をした点であります。

屋外での分煙に踏み込むためには、具体的方策として、喫煙場所を整備することが必要であるという前提で議論いたしました。たばこの煙を漏らさない一定の水準を満たす喫煙場所の整備につきましては、道路法等の法律の制限があり、また、関係団体等との協議にも相当の時間を要しますことから、我々としたしましては、具体的な設置場所や箇所数等を想定して議論をすることは難しいと判断をいたしました。

従いまして、今回の骨子案の規制対象行為は、歩行喫煙に限定し、骨子案には盛り込まないこととしたところでございます。

また、罰則についてでございます。

条例の効果을上げるため、重点地区において歩行喫煙をした者に対して罰則を科することも検討いたしました。歩行喫煙者数が一定程度まで減少してきており、取締員の人件費など費用対効果の観点などから、罰則は規定しないこととしたところでございます。

次に、吸い殻のぼい捨てについてでございます。

吸い殻のぼい捨てと歩行喫煙の規制を併せて行うことによる相乗効果が期待をされるとの意見もありましたが、本市では、すでにごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例がありまして、この条例において吸い殻を含むごみのぼい捨てを規制する規定があります。これまでも様々な取り組みがなされていることから、我々の骨子案につきましては、吸い殻のぼい捨てについては規定をしないこととしたところでございます。

次に重点地区の設定についてでございますが、重点地区は市長が定めるものでございますけれども、骨子案の検討にあたっては、ある程度の重点地区の想定が必要でございまして、この会議におきましては、関係団体等との協力のもと進めてきたこれまでの歩行禁煙モデルストリート

の取り組みを尊重すべきではないか、との意見もあり、当面は現在の歩行禁煙モデルストリート  
を重点地区として想定しながら検討したところでございます。

大変に長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○宮原会長

ありがとうございました。

ただ今、歩行禁煙等防止条例検討会議の鈴木広康座長よりご説明をいただきました。

それではただ今ご説明をいただきました、この歩行喫煙の条例につきまして委員の皆様か  
らご意見等を頂戴したいと思っております。

○佐藤重子委員

喫煙場所の具体的な設置場所や箇所数等とかを想定することに対しても道路法等の法律の  
制限がありできないというのが分からないので、例というか、どのような法律なのでしょう  
か。

○鈴木広康議員

私から最初に説明させていただきます。事務局にはたぶんもっと法律に詳しい方がいると  
思うので、補足してもらいたいと思うのですが。

私たちが分煙について議論をいたしました。今回、分煙については盛り込まないことに  
いたしました。道路等というところでございますが、喫煙場所を設置するとなりますと、仙  
台市の歩道になります。歩道というところになりますと、いわゆる道路法に基づく許可が必  
要となります。そうしますと、その設置につきましては、たとえばハコモノで造りますとい  
った場合、その規制もかかってまいりますので、そういった道路に関する規制等をクリアす  
るといった場合には、いろいろな基準をクリアしなければならないということになりまして、  
あそこもここもといった場合には、かなりのハードルと申しますか、設置場所もということ  
も考えたときは時間も要するでしょうということも考えた上で、今回は盛り込まないとい  
うことになったわけです。

事務局で法律の部分で補足があれば。

○市民局次長

道路法という法律があります。ポイントだけ申しますと、道路がどういうところに設置を  
され、どういった目的で設置され、どういった形で造るかということについて基本的なこ  
とを定めた法律でございます。基本的に道路というものをつくるときは、これは公共施設一般  
的に同じ考え方なのですが、道路は道路として使うためにつくるものでございます。したが  
って道路の中に、喫煙所という道路でないものを設置するためには、許可が必要だとい  
うことになるのでございますけれども、そういう取り組みが必要になってまいります。身近なケ  
ースで申しますと、バス停に屋根をかけるケース。これは道路の上に道路でないものを造  
っているものですから一つ一つ許可が必要となります。かつ、許可を受けるためには、どうし

でもそれがそこになければならないということクリアしないと行政側で許可を出せないということがございます。

喫煙所のお話、これは先ほど鈴木座長からお話がありましたとおりで、喫煙所を設置するにおいては、第一に道路の交通を阻害しないことという絶対条件がございます。かつ、ご説明の中にもございました、しっかりと分煙をしてとなりますと、それなりの構造物、煙が漏れないような形にするとか、そういうことになってしまうと、道路の幅であるとか、具体的には歩道ということになるかと思いますが、歩道の幅、通行を阻害しないことその他の条件をクリアしなければならないというものでございます。

基本的に仙台市で道路に設置を認めているものにつきましては、先ほど申しましたような様々な条件をクリアしたものに限定しておりまして、喫煙所のようなものに許可が出せるかどうかということについては、かなり慎重な議論が必要であろうと考えてございます。

少し横道にそれますが別の視点で、この会議でもご議論をいただいたこともございますが、例えば、歩道の上を自転車が通行する空間をどのようにとるかという部分もございまして、先ほど申しましたのはバス停の待機スペースをどうつくるか、あるいは、駐車場のほうでご議論があったので、以前からの委員の方はご存知かもしれませんが、荷捌き場をつくるときにどうやってつくるか、さまざまなものが道路に求められるのですが、許可を出すのは、冒頭申しました通り、道路の交通を阻害しないという大前提がありまして、どうしても必要なものだけにしか設置を認めないというのが、これは仙台市だけに限らず全国的な方針であります。今回の場合は、なかなかそれは難しいだろうと議論の中で判断をいただいたものと、私ども事務局として考えております。

#### ○宮原会長

よろしいでしょうか。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

#### ○渋谷副会長

とても大変な調査で、その結果をまとめられたのが、すごくわかりやすいし、敬意を表させていただきますと思います。条例ですから、今、いろいろなたばこの火の被害などがございますし、歩行者が危険になることを防いだりという、切り口がはっきりしていてすごく良いとは思いますが、やはり、目的のところ、健康被害に関する一文をぜひ入れられたらよろしいのではないかと思ったのですけれども。ずいぶん検討されてきたということは今伺いましたわけですが、喫煙者の健康被害を減らし、非喫煙者の受動喫煙を減らすというような一文を、そのためにこういう目的をもつのだということはぜひ市民としては入れてほしいと思うのです。ご検討をお願いします。

#### ○鈴木広康議員

ありがとうございます。

これから最終的に決めますので検討させていただきたいと思っております。今のお話にもありますように健康被害というところになりますので、まさに受動喫煙、いわゆる煙という部分との関連性だと思っております。我々、今日お示した中にも、分煙ということを議論したというところがございますけれども、その中でもいろいろと議論があった訳でありますので、そのところはぜひ検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

○宮原会長

ほかにご意見いかがでしょうか。

私から1点よろしいでしょうか。

当然、歩行喫煙の後はぼい捨てが多いと思うのですが、そちらは先ほど座長のご説明にありましたごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例の中で取り決めがなされている訳でありますけれども、一般の市民の方からしますと、これを市民に周知する必要性が多くあると思うのです。これをわかっている市民の方は結構少ないのではないかと思います。今回の条例で歩行喫煙となればその先のことを誰しも思い浮かべて、それはどうなっているのでしょうかね、という話になろうかと思うのですが、それは一方では、きちんとごみの散乱のない快適な街づくりに関する条例に規定されていますと、その中でもやはり周知をしていく必要があるのではないかと。私たちの街をきれいにするという、それは私たち市民の責務だろうという、そういうことも合わせて今回の条例を、この後エルパークで説明なさるときもセットでご説明いただくとありがたいかなと思っております。

○鈴木議員

ありがとうございます。

正にぼい捨ても同じような部分かと思っておりますので、市民の責務というところの中でともにマナーアップをしていこうというところでつながるところでございますので、今回、歩行喫煙、歩きたばこというところに特化しておりますけれども、そのところも、組み合わせ的に一緒のものということを我々自身も肝に銘じながら説明してまいりたいと思っております。

○宮原会長

よろしく願いいたします。

ほかにご意見はございますか。

○渋谷副会長

質問ですが、仙台市が歩行喫煙がないとてもすてきな街なのだよ、と訪れる方たちにアピールしたいという願いはどなたにもおありだと思うのですが、先ほど、委託業者による調査結果の中で、歩行喫煙率が書いてございましたけど、0.08パーセントとか0.04パーセントとか、とても少ないように思うのですが、これが一体全国的にどうなのか。自慢できることなのか。それとも、もう少し頑張らないとだめということなのか。その辺どうなんでしょうか。教えてください。

○市民生活課長

他の政令市との比較という点で、すみませんが、今正確に何市中何番かということはお示しできないのですが、政令市との比較でも低いほうと申しますか、他都市と比較すると一定程度成果が上がっている数値になっております。具体的に今20市中何番目ということはお示しできないのですけれども。

○鈴木議員

我々も、1月の末にワーキングチームでモデルストリートを回らせていただきました。我々も前提にあったのが、平成15年度から歩行禁煙モデルストリートを実施してきて、実際どうなっているのかなという思いもあって、もしかしてパーセントは低いものたくさんいるんじゃないかなと見てみました。そうすると、これは歩きたばこはもろんなのですが、立ち止まって吸っている方もなかなか見当たらなかったのが現実であります。ですから、全国の中では、ある意味ではモデルストリートを実施してきたことが、功を奏していることはもろんなのですけれども、マナー的には、かなり政令市の中では高いレベルにあるのではないかと個人的には感じたところです。

○渋谷副会長

やはり心情的にはそういう気持ちがあります。ただ、具体的に数字で理解できないと大いに自慢できないと思いますので。

○宮原会長

私も、以前に市民生活課から伺った話なのですが、他の政令指定都市ではこういった取り組みが以前からなされていて、歩行喫煙の防止に関する条例も他の政令指定都市では制定されて整備されているのですね。逆に仙台は、後れをとったというと語弊があるのですが、そこまで緊急課題としてやらずとも、議員もおっしゃっているように、マナーがそこそこ良かったということで、整備が良い意味で遅れていたというふうにもとれるのかなと、そんな話を以前伺ったのですが、その辺事務局どうでしょうか。

○市民生活課長

私ども、平成15年度から歩行禁煙モデルストリートということで啓発活動等を行っておりまして、今回の資料1にもございますように、歩行喫煙者がだいたい1割以下ぐらいに落ち着いてきたというところなんです。我々としてはその取り組みについて一定の成果が上がってきていると思っていますところがございます。そういったところで、仙台市としてはそういった啓発活動を今まで進めてきたというところがございますが、とはいえ数字がゼロにはなっていない、市民の皆様からのいわゆる苦情等においてはあいかわらず歩行喫煙に対するご意見もいただいているということがある状況でございます。そういったことを踏まえて、現在、他都市においては条例も作ら

れているということもございますので、そういったことも踏まえまして、今回議会で検討をいただいているものと私どもは考えているところでございます。

○宮原会長

ありがとうございます。

こういったものは、歩行喫煙率が低いから良いというものではなくて、それは少しでもそういった人がいれば、まだマナーが徹底していないというところで、きちんとそれに取り組んでいかなければならないということだと思います。

ほかにご意見いかがでしょうか。

○齋藤委員

私も資料を拝見いたしまして、とても根気強くやられていたんだなというふうに思いました。

ただ、これから重点地区でのいろいろな活動とかPRになっていくことも考えていくと、調査結果の数字の中にもう一つ気になっていることがあります。少ないのはわかるのですが、例えば計測地点の特性のようなものもあると思うのですね。あと、例えば喫煙者が何人いた中のどの世代が多かったとかということも含めてイメージすると、これから行動するときに、重点地区でPRするときに、どういう世代を目がけてとか、どういうところに特化して今回はPRしていくとかいうことにもつながるような気がするのですね。何かやったとしても市民全体を対象としているとどうしても大ざっぱになってしまう部分もあるかと思うし、だったら、今回はこの点の、この世代にとか、この状況のこのあたりにというふうにもなるかもしれないので。もし、調査した中で傾向的にどういう世代とかが分かっていたら、そのあたりも教えてほしいと思いました。

○市民生活課長

調査につきましては、現時点では通行している人の数をカウントしているものでございまして、世代区分は調査しておらないところでございます。

ただし、委員おっしゃられるとおり、啓発活動を行っていくときに効果的に行うためには、ある程度ターゲットを絞れるものは絞って啓発活動を行うということが、どんなものでも大切なことだと存じますので、今いただいたご意見を踏まえて、今後、啓発活動等についてどんな効果的なやり方があるか検討してまいりたいと思っております。

○齋藤委員

調査地点の観測地点といったところも、よく見ると、いろいろと視点をみるとイメージ的にありますよね。たとえば宮城野区であればあの界限とか。そうすると人の流れなども何となくイメージできるかなと。そうするとどういう人がそこを通っているのかということも、数には見えないですけども、普段の流れから少し見えるものがあると思えば、その重点地区、重点地区での取り組みがちょっとずつ変わってくるかなという気はしました。

#### ○鈴木議員

大変貴重なご意見ありがとうございます。その通りによって、年代であったり、男女であったり、違ってくる部分があるのかなというふうに思いますので、今回条例を制定することによって、市全域に努力義務を課しますので、啓発のやり方についても我々もしっかりと考えさせていただきたいと思います。

#### ○市民局次長

今の件に補足をさせていただきますが、数字で表れているものでは全くないので、我々の感性評価のようなものになるのですけれども、先ほどの鈴木座長のご説明や事務局からのご説明の中にもありましたが、仙台市全体としては受動喫煙の防止の取り組みというものを行っておりまして、これは、受動喫煙防止対策ガイドラインというものを私どもで定めまして、これは所管としては健康分野のほうで実施しているものでございます。その中で、少なくとも公共施設は禁煙にしようということで強力に進めているところでございます。民間の施設等でも分煙という形で進んでおりまして、例えば民間のビルの中で喫煙室を設けてビル全体としては1か所だけでしかたばこを吸えない、あるいは、ビルの一角でしかたばこを吸えないということが増えております。そういうところから一步外に出たときにたばこをお吸いになりたくなるという方がどうも最近多くいらっしゃるのではないかと我々思っております。あとは、通勤時間帯に、公共交通機関はどこも禁煙になってございますので、利用してそこから出たときにという喫煙というものが多いような感じがなんとなくしております。

今お話があったターゲットを絞ってといったときに、感性でと申しましたが、そういった傾向も見ながらいろいろなことをやっていくことは必要なこととございますし、もしお気づきの点があればぜひお伝えいただければと考えております。

#### ○五十嵐委員

骨子案のほうではないのですが、啓発活動ということで。私はたばこを吸わないので街中を歩いても、啓発看板などを探してみるほうではなかったのですが、逆に今どのような感じの看板があるのかなあというのと、やはり親とすれば、せめて小学生ぐらいが見て、ここは吸ってはいけないんだなということが子供もわかって、逆にわからなければあれ何なのという会話をしながら、次の大人を育てていく段階で、子供のうちから、ここはだめなんだよ、だめなところではだめなんだよという感じで育てていきたいなと思うので、一つのお願いとして、そういう看板なんかを子供がみて少し興味を引くような、わかるような、あまり大人だけというものではない目線の看板があると良いと思ったのですけれども。注意して見たことがないので、今の看板がどんなものかなということを知りたくて質問しました。

#### ○市民生活課長

モデルストリートにつきましては、いわゆるパネル看板と、路上にシールを貼って、ここがモデルストリートだということをお示ししている形になります。アイキャッチができるように、たばこに足を伸ばしたキャラクターに赤いばつをつけて、歩行喫煙禁止ですよというマークとし

て使っておりまして、そういったものと、ここは歩行喫煙なので歩いて吸わないでくださいという話と、地図を掲げたパネルを、モデルストリートに30から40程度置かせていただいて啓発を行っております。また、地面のほうに白地に先ほど申しましたアイキャッチのあるキャラクターと申しますか、そういったマークをつけて、ここは歩行喫煙モデルストリートですというようなことで掲示をさせていただいて周知を図っているということで、そういったキャラクター的なものも使いつつ広報を行っております。

ただ、仙台市におきまして、そういったサイン関係の統一を行うという話もございまして、現状はそのようなパネルを使っておるのですが、今後、パネルを作る際に看板関係の統一基準に合った形で若干のアレンジはしていかなければならないかと思っておりますが、なるべくここはそういう所なんだということがわかりやすい看板にしていきたいと考えております。

#### ○沼田委員

条例の制定という方向で話が進んでいるところに大変申し訳ないのですが、私はマナーに関することまで果たして条例でというものが必要なのかと。やはりそういった条例や法律は、ある種その国民とかその地域の成熟度に関係してくる部分で、何もかも条例で制定して、だめ、だめ、だめという形でもっていかれるのは果たしてどうなのだろうか。これだけ数値的に歩行喫煙者の数が減っているという状況は、市の努力がある程度身を結んでいるのではないかと。ただし、これをさらに減らしていくという努力はさらに続けていただきたいと思うのですが、今お話がでておりますように、やはり喫煙者のマナーに対して今後どういうふうにマナー改善をはかるために啓発活動を続けていくのかという部分も強調していただかないと。

だめと言ってしまうと、それではたばこがだめであれば何が良いのだという形で、極端な言い方をすれば、脱法ドラッグだ、何だということに手を染めてしまっている人達の、そういった抑制や抑圧という、そういった部分に果たしてたばこだけ禁止することがつながるのかどうか。

あるいは、子供の喫煙という問題も、非行の問題では、昔に比べると確かに減っているのではないかと思うのですけれども、まだまだ、次代の子供たちを育てるという意味からすれば、どうしても外すことができない部分だと思っておりますので、そういったことに対して、やはり大人がマナーを守ることができるような社会をつくっていけば、それが子供たちへの、教育というか、つながりとしてもっていくことができるのではないかと。そのために最小限度の条例などで規制するものについては必要だと思うのですけれども、条例ができるからその全てがクリアするのではないというふうに私は思います。

やはり仙台市という市の成熟度が試されているのではないかなと思っておりますので、その辺でこういう方向のお話し合いができるのであれば、それからさらに何に結びつけていくのか。大人のマナーをどこで教育していくのか。条例があるからだめなんだというのは規制にはなるかもしれませんが、マナーの改善にはつながっていかないのではないかなと。たばこを無くしてしまえばそれは簡単だという話になるかもしれませんが、JTの問題もあるでしょうし、また、輸入たばこの問題もあるでしょうし、一概に無くすることができないとすれば、求められるものはマナーという部分で。ここの中で喫煙される方が何人いらっしゃるかわかりませんが、昔に比べれば明らかに喫煙される方の絶対数は減っているのではないかと思うのですけれども、そ

ういった方々が、今後自己責任で、どういうマナーを守っていくのか、守ってもらいたいのか、ということ私たちがきちんと示すことが、その抑制につながってくると思うのですがいかがでしょうか。

#### ○宮原会長

今、沼田委員から、こういった条例についてマナーという視点から捉えることも必要ではないかというご意見をいただいたわけですが、本当に歩行喫煙をしている人はかなり減っては来ているのですけれども、でも、やはりその危険性というものを考えると、一概に少なくなっただけからよしよしということにもならないという内容だと思うのですが。そういったことを私たちが街で暮らしていくためにはこういったことを大事にしようという共通の概念を持つていいですか、そういったこととしてのこの条例なのかなと私は個人的には思うのですね。

条例も罰則を伴う条例であるとか、ある基準を満たさなければその行為は受け取れないとか、例えば、条例の中で都市計画法だとか建築基準法だとか防災に関する事とか食品衛生とか、そういったものはその基準を満たさなければその後大変な問題が起こるといようなこと、それから、みんなで共通認識を持つてという、市民としての概念の共有と言いますか、仙台で暮らす以上これを大切にしようという、その一つのものであらうと。それを啓発という形でもっていくということで現在に至るまでにきているので、この先もどうかといわれるご意見だったわけですが、その辺については、解釈の、いろいろな意味での問題を含んでいると思うのですけれども。

その辺については鈴木座長にお伺いしたのですが、そういうことも含めて今までもご議論なされてきたかと思うのですが、いかがだったでしょうか。

#### ○鈴木議員

条例ありきではないと私どもも当然のところ思っておりまして、正にマナー、モラルというところに至るのだらうと思っております。私ども当初は罰則というものを科すということも検討したわけでありまして。例えば、モデルストリート事業ということを実施してまいりました。これはある意味、マナーアップ、モラルアップというところで市民の方への啓発をしてきて、ここまで至ったという経緯があると思っております。

ただし、今言ったような、たばこの火というところでの被害というところ、いろいろな苦情もまだあるという中で、今回は、そこまで至ったならば、なお一層もう少しマナーを啓発してもらいましょうというような部分も含めて、条例ということも考えさせていただきましたので、さしずめ条例ありきということではなくて、これまで実施してきた経緯を踏まえて、マナーアップを、そして啓発をと。先ほど沼田委員からもおっしゃっていただいたように、それはなお大人というところもありますし、また先ほどは子供の目線からもというお話もございました。そういった両面で今後は啓発ができるような体制づくりもしなければならぬというふうに考えております。

#### ○宮原会長

この件についてほかの委員の方からございますか。

○佐藤誠委員

条例の必要性とは少し外れる話かもしれませんが、警察本部に対しても年間数件ですが、通報というか相談というか、そういったものが寄せられていました。中身を見ますと、多いのは通学時間帯のいわゆる駅の近くですね、そういう所で中学生が通学時に歩いている中、主に成人の男性が歩きタバコをしていて危ないという通報が大半を占めている状況にあります。そういった中で、この条例骨子案の中で重点地区という形でモデルストリートを指定するとあったのですが、ほかにもこういった観点で、やはり、タバコを持つ手の高さが子供の顔の位置にあることを踏まえると、子供を守るという観点からしますと、JR付近に広げることも一つあるのではないかと、というふうな感じがいたします。

あと、喫煙に関してもう一つ県警側では未成年者は喫煙できないということで、喫煙率の話がありましたけれども、いわゆる少年非行、喫煙で補導される少年については、やはり年々減少しているという現状があります。少年の喫煙はデータ的にも減ってきているということがありますので、その中で、大人の、成人男性のマナーという部分において、今まで仙台市でも啓発活動を頑張って実施していただいたのですけれども、一層マナーアップという意味ではこういう条例も意義があるのではなかろうかなという感じはいたします。

○宮原会長

ありがとうございました。

○沼田委員

私は条例が必要ないとは思っていないのです。何か言っていることが矛盾するような形になるかもしれませんが、例えば、私達は少年補導員ということで巡視をしたりしているのですが、歩行禁煙といったものを見つけたときに、それは明らかに危険に通じる行為だからやめなさいというふうにご注意ができるのかどうか。条例の中に罰則規定として、そういった注意もできるというような規定を設けていただければと思います。

要するに、注意を受けるほうはマナー違反というふうに捉えていると思うのですが、マナー違反だけでは済まない問題がその根底にあるのだと。それが先ほどの子供の視線の高さにつながるのだというご指摘がありますように、明らかにそれを放置することによって重大な危険に陥る可能性が高いというふうに認めた場合は、注意をすることができるんだということを踏まえての、罰則ではないのかもしれませんが、そういったことを市民同士が啓発できる、あるいは、私たちのようにたまたま少年補導員で巡視している者、あるいは、そういう形で社会のルールを守るべきということに携わっている方達が、明らかにそういう行為をしている人に強く指導をすることができるということが、もしできるならば認めていただきたいと思うのですけれど。

その辺を無しに、だめですと言っているだけで、それが規制対象になると思ったらいろいろなものになっていって、それが、どこまでいったら、何センチだったらということではなしに、ある程度危険だと思ふ瞬間に声をかけないと、その行為によって事故が起こってからでは遅いのではないかと私は思うものですから、早め早めに判断できる状況をつくっていただかないと、せつ

かく条例ができましたでもその効果は薄れてくるでしょうし、実際に被害者が出てきたのであれば条例の意味もなさないのではないかと思います。

マナーをあげていくことはお願いしている部分としては強いのですけれども、もしそれが、マナー違反というよりは傷害に近い状況にあるんだということまではっきりと認めさせることができるような罰則なり、文言が入っていれば、私達はせっかく巡視をしてそういう行為、行動を見つけるチャンスもあるわけですから、そういったことについての啓発活動はできるのかなと思います。その辺はいかがでしょうか。

○宮原会長

ありがとうございます。

いずれにしても、条例は条例ということで一つの大枠ができて、今、沼田委員がおっしゃられたことも、これをどう運用するのが効果的な展開に結びつくのかという、例えばこれの運用細則ですとか、そういう部分で、これはそのような防犯に関わる組織の方たちが、この条例があることによって、こういうふうコミュニケーションをとっていけるんだという、運用細則の部分で処理できるのかなとも思いますね。

いかがでしょうか。

○鈴木座長

市民の責務というものをこの中にも入れさせていただいております。会長からもおっしゃっていただいた運用細則という部分で、市民お互いが注意をしあいながら、歩行禁煙というところに啓発活動していきましょうというところを一文入れるような形の部分をしながらですね、啓発をしっかり皆さんでやっていこうと。正に市民同士だと思うので、お互いにというところが大切だと思いますので。それは、今後の我々が条例を制定する中で、運用細則等の中でですね、今、沼田委員がおっしゃったこともしっかりと考慮させていただければと思います。

○宮原会長

ありがとうございます。

お互いの相互信頼、相互指導の下でということと啓発に関することもその運用の中で出てくるかもしれません。

沼田委員よろしいでしょうか。

○沼田委員

はい。

○宮原会長

ほかにご意見ございますか。

○岡委員

私はこの場にネットトラブルの専門家ということで呼んでいただいているのですけれども、実はこの問題、ネットモラルでも周知啓発をしているのですが、似ているところがあるなど今感じたところがあつてですね。ネットトラブルでも子供たちが先のトラブルを良くわかってないからトラブルに遭うのですね。それをいろいろと伝えていっているのですけれども、歩行喫煙の問題でも、喫煙者が、これが場合によっては傷害にあたる非常に危険な行為なのだとどれだけ認識しているか、どれだけ想像力もっているかという所だと思うのです。

以前、J Tさんがいろいろな啓発ポスターを作られた中に歩行喫煙のポスターもありましたけれども、私はたばこを吸わないのですけれども、あれを見てドキッとしたことがあります。あ、あいつ啓発の素材、ポスターなのか、ちらしなのか、いろいろな媒体があると思うのですけれども、今後、具体的な展開をしていくときには工夫の余地があるのかなと思います。

あと、私どもは近くにあります国の合同庁舎の管理官庁として、庁舎内には来庁者用の喫煙室があります。庁舎には、いろいろなところから、東京からも来客がお見えになりますし、東北六県からもお見えになる。仙台市は観光都市でもありますので、いろいろな方が県外、市外からお見えになることもありますので、この啓発のことを考えるにあたって市外から来られる方、観光客、それからビジネスで来られる方という視点も、ひょっとしたら要るのではないかなということを感じた次第です。

○宮原会長

今、岡委員がおっしゃったJ Tのポスターは優れもののデザインだと思いますね。

会議の予定時間も少し過ぎてしまいましたが、ほかにご意見ありましたらお伺いいたします。

○板倉委員

今、J Tさんの話が出ましたので、ここで少し話させていただきます。娘が言っておりましたが、J Tが協賛金を負担して、全国にBLUE WINDY LOUNGEという、BWLというものの開設を進めているそうです。仙台では東北で初めて、青葉区のクリスロード商店街にできまして、中央二丁目の天成堂ビル1階に140平方メートルのスペースで、カウンターやテーブルが13あつて、計44席があつて、そこで、宣伝も兼ねているようですけれども、なかなかすてきな、もちろん空調設備も整っているのです。若い方が使ってらっしゃるといふことで、1日平均300人くらい若い方が使ってらっしゃるといふことで書いてありました。

これは、J Tさんが協賛金を負担した、無料喫煙所のことですけれども、あとはどこでしているかはわかりませんが、そのような感じで話しておりました。

○宮原会長

ありがとうございました。

○佐藤重子委員

交通安全協会とか、春の交通安全キャンペーンとか、火災防火キャンペーンとかで、1年間に街頭でパンフレットを差し上げているのですよ、週間日に。10日間程度ですかね。単純な発想なのですけども、そういうふうなパンフレットを渡すという啓発活動もどうなのかなと、今思いました。

○市民生活課長

歩きたばこにつきましては、パンフレットの配布ということではないのですが、大体月に1回程度、市の職員がモデルストリートで、こちらはモデルストリートですと、たばこの火というのは大変危険なものなので歩きたばこをやめましょうというテープを流しながら、あと、たばこの恰好をした着ぐるみを着ながら、啓発活動を行っております。そういったことで歩きたばこをやめましょうという取り組みを行っているところです。そういったことを行った結果として、こういった数値にも表れてきているのかなと我々としては考えているところです。

○宮原会長

時間も少しオーバーしてしまいましたが、これだけはどうしてもというものがあればお伺いしたいと思います。

—意見なし—

○宮原会長

もし、これからお気づきのものがあれば、事務局の市民生活課のほうにご意見をいただければというふうに思います。

それでは、以上で議事1を終了させていただいてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○市民生活係長

議事1が終了いたしました。ここで仙台市議会の出席者の方及び市民局長は所用により退席させていただきます。

—説明員及び市民局長退席—

## (2) その他

○宮原会長

議事2のその他でございますが、事務局から説明をお願いいたします。

○市民生活課長

資料3及び資料4につきまして若干のご説明及びご報告をさせていただきます。

まず、資料3をご覧いただきたいと存じます。こちらのほうは、前回、2月9日の会議において、ご審議いただきました次期安全安心街づくり基本計画を策定するための市民意向調査の調査票を確定いたしましたので、ご報告させていただきたいと思えます。

こちらのほう、網掛けで記載しておりますところが、前回案からの変わった加筆修正点となっております。

具体的には、3ページの間9の6番のところに、前回のご議論を踏まえまして「フィルタリング」という表現を加えさせていただいております。

それから、4ページの間11の情報入手手段のところの6番、「学校、PTAなどのメーリングリスト」の選択肢を加えさせていただいております。

こちらのほう、前回ご説明をさせていただきましたように、今後、無作為抽出いたしました市民2,000人に送付し、アンケートをお願いする予定でございます。

続きまして、資料4をご覧いただきたいと存じます。

次期安全安心街づくり基本計画の策定に向けた今後のスケジュールでございます。

市民意向調査と現計画に基づく昨年度実績などを6月までに取りまとめを行いたいと考えておりまして、7月に今年度第2回目の会議でご報告をいたしまして、皆さまからご意見等を頂戴いたしたいというふうに考えております。

そのご意見等を踏まえまして、次期計画素案の検討を9月、それから11月と重ねまして、12月に素案についてパブリックコメントを実施したいと考えております。

このパブリックコメント終了後に、こちらでいただきましたご意見を踏まえた最終案を3月にご審議をいただきまして、そのご審議を踏まえまして、3月中に次期計画を市として決定してまいりたいというふうに考えてございます。

今年度につきましては、次期計画の検討ということで、例年よりも多くの会議をお願いすることとなり、委員の皆様にはご負担をお願いすることとなりますが、ご協力をくださいますよう改めてお願い申し上げます。

○宮原会長

ただいま事務局から、資料3では前回皆様からご意見をいただいた市民意向調査を修正した最終形として、このようにまとめましたというご報告をいただきました。

資料4では今後のスケジュールについてご説明をいただいたところでございます。

これについて、ご質問やご意見がございましたらお伺いします。

これはよろしいでしょうか。

—異議なし—

## 6 その他

○宮原会長

それではこれで予定していた議事が終わりましたのでその他に入りますが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

—意見なし—

○宮原会長

それでは、ないようですので、これで議長の職を解かせていただきます。  
議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

## 7 閉会

○市民生活係長

ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、平成27年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を終了します。  
皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

平成27年4月23日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

署名委員